

奈良県告示第百六十四号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律又は麻薬及び向精神薬取締法による措置入院者等に対する費用徴収額又は自己負担額の認定に関する規程（平成七年七月奈良県告示第百八十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十年七月四日

奈良県知事 荒井正吾

第三条第一項の表中「百五十万円」を「百四十七万円」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律又は麻薬及び向精神薬取締法による措置入院者等に対する費用徴収額又は自己負担額の認定に関する規程の規定は、平成二十年六月一日から適用する。